名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社グラフィック	京都府京都市中京区西洞院通三条下る柳水町七十番地	製本

備考　表中の［　］の記載は注記である。

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

○厚生労働省告示第三百四十一号

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第三十七条の規定に基づき、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針を次のように定め、平成三十年四月一日から適用することとしたので、同条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十七日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針

第一　基本的な考え方

一　児童福祉における養子縁組の制度の意義

児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）第三条第一項において、児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとされている。

また、同条約第二十一条においては、養子縁組の制度について、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとされている。

これらを踏まえ、平成二十八年の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正（以下「平成二十八年改正」という。）においては、児童が権利の主体として位置づけられるとともに、家庭養育の優先について規定されたところであり、こうした観点から養子縁組の制度を捉える必要がある。

このように、児童福祉における養子縁組の制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図ることであり、養子縁組（児童を養子とする養子縁組をいう。以下同じ。）は、専ら児童の福祉の観点に立って行われなければならないものである。

二　養子縁組のあっせんに係る法制度

養子縁組のあっせんについては、従来から、児童福祉法第三十四条第一項第八号において、営利を目的として児童の養育をあっせんする行為が禁止されてきた。また、養子縁組のあっせんを業として行う際には、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に該当し、第二種社会福祉事業としての規制に服することとされてきた。

しかしながら、養子縁組に際し、民間の養子縁組あっせん事業者が大きな役割を果たしている一方で、一部の事業者による不適切な事案が生じていたことを踏まえ、民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号。以下「法」という。）第二条第五号の民間あっせん機関をいう。以下同じ。）による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、以て児童の福祉の増進に資するため、法が制定された。法では、第三条第一項において、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならないことが明示された。

また、これを実現するため、法第六条及び第四十一条において、養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならないこととされた。

三　国内におけるあっせんの優先

児童の権利に関する条約第二十一条(b)において、児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められている。また、法第三条第二項において、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう行われなければならないこととされており、民間あっせん機関はこれらに従って養子縁組のあっせんを行うことが必要である。具体的には、児童相談所や他の民間あっせん機関と連携して日本国内在住の養親希望者を探すなど、日本国内における養子縁組の可能性を十分に模索し、それでもなお日本国内での養子縁組が見込めない場合に限り、国際的な養子縁組が認められるものである。

四　営利目的の養子縁組のあっせんの禁止

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十六条の二において、人身売買に係る刑罰について規定されているとともに、児童福祉法第三十四条第一項第八号において、営利を目的として児童の養育をあっせんする行為の禁止について規定されている。これらを踏まえ、民間あっせん機関は、人身売買又は営利を目的とした養子縁組のあっせんを行うことはもとより、それらを示唆するような宣伝広告又は説明を行ってはならない。

第二　児童の父母等に対する相談・支援

児童の権利に関する条約第七条第一項においては、児童はできる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有するとされている。

これを踏まえ、平成二十八年改正においては、まずは児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭における養育が適当でない場合は、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じ、これらの措置が適当でない場合、児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう必要な措置を講じることとされた。

養子縁組のあっせんを行うに当たっては、これらの規定の趣旨を十分に尊重することが必要である。このため、民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うに当たって、次の事項を遵守しなければならない。

一　児童の父母等による養育の可能性の模索

養子縁組は、児童の父母等（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号。以下「規則」という。）第一条第二項第四号に規定する父母等をいう。以下同じ。）が自ら養育することの可能性や養子縁組を行うことによる当該児童の利益等について十分熟慮した上で決定されることが必要である。